

海南市森林整備計画

計画期間

自 令和4年 4月 1日

至 令和14年 3月 31日

海南市森林整備計画

和歌山県

海南市

和歌山県
海南市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	・・・ 1
1 森林整備の現状と課題	・・・ 1
2 森林整備の基本方針	・・・ 2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	・・・ 3
II 森林の整備に関する事項	・・・ 3
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	・・・ 3
1 樹種別の立木の標準伐期齢	・・・ 3
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	・・・ 4
3 その他必要な事項	・・・ 5
第2 造林に関する事項	・・・ 5
1 人工造林に関する事項	・・・ 5
2 天然更新に関する事項	・・・ 6
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	・・・ 8
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	・・・ 8
5 その他必要な事項	・・・ 9
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	・・・ 9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	・・・ 9
2 保育の種類別の標準的な方法	・・・ 10
3 その他必要な事項	・・・ 10
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	・・・ 11
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・・・ 11
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・・・ 13
3 その他必要な事項	・・・ 13
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・・・ 14
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	・・・ 14
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	・・・ 14
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	・・・ 14
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	・・・ 14

5 その他必要な事項	• • • 14
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	• • • 15
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	• • • 15
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	• • • 15
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	• • • 15
4 その他必要な事項	• • • 15
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	• • • 15
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	• • • 15
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	• • • 16
3 作業路網の整備に関する事項	• • • 16
4 その他必要な事項	• • • 17
第8 その他必要な事項	• • • 17
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	• • • 17
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	• • 18
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	• • • 18
III 森林の保護に関する事項	• • • 19
第1 鳥獣害の防止に関する事項	• • • 19
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	• • • 19
2 その他必要な事項	• • • 20
第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	• • • 20
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	• • • 20
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	• • • 20
3 林野火災の予防の方法	• • • 20
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	• • • 20
5 その他必要な事項	• • • 21
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	• • • 21
1 保健機能森林の区域	• • • 21
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	• • • 21
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	• • • 21
4 その他必要な事項	• • • 21

V その他森林の整備のために必要な事項	・・・ 22
1 森林経営計画の作成に関する事項	・・・ 22
2 生活環境の整備に関する事項	・・・ 22
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	・・・ 22
4 森林の総合利用の推進に関する事項	・・・ 23
5 住民参加による森林の整備に関する事項	・・・ 23
6 森林経営管理制度に基づく事業に関すること	・・・ 23
7 その他必要な事項	・・・ 24
別表 1 公益的機能別施業森林の区域	・・・ 25
別表 2 公益的機能別施業森林区域のうち、施業の方法を特定すべき森林等の区域	・・・ 28
別表 3 鳥獣害防止森林区域	・・・ 29

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、和歌山県の北西部に位置し、南部には藤白山から鏡石山を経て黒沢山に至る標高300～500mの長峰山脈が連なり、これを源とする日方川及び亀の川が市の中央部を流れ和歌浦湾に流入している。また、北東部には紀ノ川の支流である貴志川、南西部には加茂川が流れている。

本市の総面積は10,106haであり、森林面積は3,922ha、総立木材積は760千m³である。そして林種別内訳表は人工林面積が805ha、材積が360千m³、人工林率は20.7%で、県平均の60%よりかなり少ない。

地区別で見ると、本市の西部から中央部にかけては、ほとんどがクス、クヌギ、ナラ等を中心とする天然林で、それに対し東部地区は、スギ、ヒノキ等針葉樹の人工林化が進んでいる。

本市の林業経営の現状は、所有面積が5ha以下の小規模所有林家が大半を占め、專業林家は皆無である。また、旧下津町では森林組合が昭和63年に解散した経緯もあり、林業労働者は非常に少ない。このため、保続的な計画施業や自力で経営の近代化を図ることは困難で、近年の木材価格等の低迷も重なり、林家の森林への投資意欲はあまり高いとはいえない。

このような状況の中、森林の有する公益的機能に対する市民の多種多様な要請に対応できる森林整備を推進し、林業活動、産業振興との結びつきを図る。

中央部の海南地区は、市街地であり、生活環境保全林「雨の森」と「市民の森」の2か所の森林公園があり、これらの森林のもつ公益的機能を重視して、特に災害防止と市民の憩いの場としての利用を図る。

北部の亀川地区は、良好な農地を有する地域であるため、農業と両立した特用林産物の生産の振興に努める。

南東部の巽地区は、山地災害防止、生活環境保全の機能を発揮する森林として、また市街地に近接し亀池公園があるので、森林レクリエーションの場としての保健機能を高めていく。

北東部の北野上地区は、丘陵地帯であり、市特産品である桃の果樹園が形成されているため、生活環境保全の機能を発揮できる森林整備の推進を図る。また、土砂流出防備保安林及び公衆の保健保安林に指定されている森林があり、その周辺については、山地災害防止並びに保健の機能を発揮できる森林整備の推進に努める。

東部の中野上地区は、平坦な水田地帯が開けており、生活環境保全の機能を発揮できる森林整備の推進に努める。

南東部の南野上地区は人工林率が市内で一番高い地域であり、木材生産を推進する土地として、林業収益の向上を図るため、計画的な森林施業を奨励していく。

旧下津地区については、長年にわたり林業よりも果樹栽培を主とした農業の方が盛んであるため森林区域は限られているが、海岸沿いの地域を中心として生活環境保全機能を発揮できる森林整備の推進に努める。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

紀北地域森林計画で定める森林整備の基本方針を基本として、森林の有する公益的機能別に、水源の涵（かん）養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵（かん）養機能維持増進森林」）、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林」）を定める。

持増進森林」）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、保健文化機能維持増進森林）、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材生産機能維持増進森林」）に分け、各機能が發揮される森林整備を実施し、下記のような目指すべき森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

① 水源の涵（かん）養機能維持増進森林の目指すべき姿

- ・土壤の団粒構造が良く發揮し、かつ粗孔隙に富み、根茎の発達が良好な森林

② 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林の目指すべき姿

- ・根茎が広く、かつ深く発達し、常に落葉層を保持する森林
- ・林内に適度な光が差し込み、下層植生の発達が良好な森林

③ 快適環境形成機能維持増進森林の目指すべき姿

- ・樹高が高く、下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害への抵抗性が高い森林
- ・汚染物質への抵抗性が高く、かつ吸着能力に優れ、葉量の多い樹種により構成された森林

④ 保健文化機能維持増進森林の目指すべき姿

- ・多種多様な樹種から構成され、季節によって明暗、色調の変化に富んだ森林
- ・町並み、史跡、名勝等と一体となり、自然景観に優れた森林
- ・原生的な自然環境にあたり、学術的に貴重な動植物が生息・生育した森林

⑤ 木材生産機能維持増進森林の目指すべき姿

- ・森林土壤が林木の生育に適し、適正な林内密度のもと形質が良好な林分からなる成長量の森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に發揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

(1)の森林整備の推進方向を踏まえ、以下の事項を重点として適切な森林整備を推進することとする。

① 水源の涵（かん）養機能維持増進森林での森林整備の方向

浸透・保水能力の高い森林土壤の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の生長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

② 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林での森林整備の方向

土砂流出防備や土砂崩壊防備などの保安林や下流域の森林、人家・道路等に隣接した森林などについて、伐採年齢の長期化や伐採に伴う裸地面積の縮小、分散を基本とし、山地災害防止機能及び土壤保全機能を増進させる。根系、下層植生の良好な発達が確保され、樹木の生長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進する。

具体的には、立地条件に応じ育成複層林施業や天然生林施業を実施するほか、更新時に林床が裸地化にする面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小・分散、伐採年齢の長期化を図ることとする。

③ 快適環境形成機能維持増進森林での森林整備の方向

集落や農地の周縁部に位置する森林などについて、自然環境の保全・創出を基本とし、生活環境保全機能を増進させる。厚生的な自然環境を保持し、諸被害に対する抵抗性の高い活力ある森林などに誘導するための森林整備を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

④ 保健文化機能維持増進森林での森林整備の方向

保健保安林や森林公園、登山道周辺の森林などについて、自然環境の保全・創出を基本とし、保健文化機能を増進させる。貴重な動植物の生息・生育している森林や、レクリエーション活動に適した森林、名所や旧跡のある森林などを保健文化的に魅力ある森林に誘導するための森林整備を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

⑤ 木材生産機能維持増進森林での森林整備の方向

効率的かつ安定的な木材資源の活用を基本とし、木材生産機能を増進させる必要のある森林を、木材需要動向、地域の森林構成を考慮のうえ、良質な木材を持続的に生産できる森林に誘導するための森林整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

紀北流域林業活性化協議会の方針の下に、和海紀森林組合、森林所有者が連携を密にし、林家に対し森林施業の共同化を推進し、共同施業による新植及び保育事業について経費の節減を行い、ひいては林家の負担を軽減し林業経営の意欲を高めていく。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次表のとおりとする。

(単位／林齢：年)

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他の 針葉樹	ク ヌ ギ	その他の 広葉樹
本市全域	35年	40年	35年	50年	15年	20年

- ※ なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものでない。
- ※ 特殊材生産並びにエリートツリー及び早生樹に係るものには適用しない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	・皆伐は、林地の保全及び公益的機能を考慮し大面積皆伐を避けるとともに、気象害等による幼齢木の被害を避けるため保護樹帯を設けることが望ましい。
育成複層林	・択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。 ・漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮することとする。
天然生林	・主伐については、森林の公益的機能に応じて適切な施業を行うものとする。ただし、国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、この限りではない。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じる無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適正な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適正な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～エに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン（令和元年8月1日付け和歌山県農林水産部森林・林業局通知）」により現地に適した方法で、伐採及び集材を行うものとする。

3 その他必要な事項

主伐期を迎えた海南、南野上地区の人工林について、適切な林齡において、計画的かつ効率的な伐採の推進を図り、森林本来の公益的機能の発揮に努める。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次表に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壤を除く。）、ヒノキは斜面中～上部を基本として選定することとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、コウヤマキ、ウバメガシ	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市の林務担当課とも相談の上適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に次表に示す1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽することとする。

人工林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	疎仕立	2,000(1,500)～3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
ヒノキ	疎仕立	2,000(1,500)～3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
クヌギ、コナラ等		3,000 (2,000) ～4,500	

注 1) ()書きの植栽本数については、単木的な処理等による効果的な獣害防止対策が実施されるなど、成林することが見込まれる場合に適用できる。

注 2) 定められた標準的な植栽本数以外で植栽しようとする場合は、森林総合監理士、准フォレスター、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を判断する。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行うこととする。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する観点から、等高線に沿った筋置とする。
植付けの方法	植え付けに当たっては普通植栽又は丁寧植えとし、苗木を枯損しないように注意して行う。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が生長を始める前か、秋の生長休止直前に植え付けを行うこと。コンテナ苗及びポット苗については、盛夏及び厳寒期を避けて植え付けを行うこと。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

紀北地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林及びそれ以外の森林の伐採跡地において、人工造林により更新する場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、林冠の再閉鎖を見込むことができないものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、

土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、気候、地形、土壤等の自然的条件、種子を供給する母樹の存在や天然稚樹の育成状況、周囲の森林の状況等を勘案して後継樹となり得る次表の樹種を対象に定めるものとする。

天然更新の対象樹種	マツ類 カシ類 ナラ類 シデ類 カエデ類 ニレ類 ブナ類 シイ類 サクラ類等和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性又は小高木性となりうる樹種
うち、ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類 ナラ類 シデ類 カエデ類 ニレ類 ブナ類 シイ類 サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種

なお、期間内に更新が見込まれない森林については、天然更新補助作業等を行い、確実な更新を図るものとする。

また、天然更新補助作業を実施しても更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

期待成立本数を1ヘクタール当たり10,000本とし、天然更新すべき立木の本数は、稚樹高50cm以上の更新樹種が、期待成立本数に対して10分の3を乗じた本数以上が成立している状態とすること。

なお、ぼう芽更新による場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植え込みを行う。

樹種	期待成立本数
マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等も高木性又は小高木性の樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新については、気候その他の立地条件を勘案して、適期にかき起こしを行うことを定めるものとする。ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかになる頃に、ぼう芽整理を行うことを定めるものとする。ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいはかき起こしを行うこと。また、発生した稚樹の生育促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うことを定めるものとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる頃にぼう芽整理を行うこととする。

ウ その他天然更新の方法、完了確認方法

天然更新の確認方法については、更新すべき立木の本数以上の天然更新対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「和歌山県天然更新完了基準書」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

紀北地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とし、周辺森林の天然更新の状況を勘案し、判断するものとする。

(2) 植栽によらなければ適格な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
	特になし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)に定める。

イ 天然更新の場合

2 の(1)に定める。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を1ヘクタール当たり10,000本と定めるとともに、当該対象樹種のうち稚樹高50cm以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成してきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業であることから、間伐及び保育が適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的かつ積極的な実施を推進することとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次表に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施することとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目 ^{※1}		
スギ	標準伐期施業 長伐期施業 ^{※2}	4,000	12	18	26	41	間伐率は、材積率35%以下とする。 なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満の森林においては10年、標準伐期齢以上の森林においては15年とする。	
ヒノキ	標準伐期施業 長伐期施業	4,000	19	24	33	45		

※1 柱材生産を目標とした標準伐期施業においては、標準伐期齢を超える4回目の間伐は実施しない。

※2 長伐期施業とは、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする森林施業の方法とする。

- ① 間伐とは、森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。
- ② 「間伐を実施すべき標準的な林齢」は、平均的な地位における標準的な林齢を示している。本表によらない場合は、施業体系及び植栽本数等に応じて、人工林分収穫予想表を参考に適切な施業を行うこととする。
- ③ 上記にかかわらず、間伐の実施にあっては、立木の成長力などに留意のうえ、森林の状況に応じた施業を実施することとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、次表に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施することとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1年	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20	..
下刈	スギ	1回	1	1	1	1		1								
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1		1							
除伐 枝打ち	スギ									1~2						
	ヒノキ									1~2						
															2	

※1 下刈りにあっては植栽木の生育状況や下草の繁茂状況などを勘案し、上表によらず効率的な施業を行うこととする。

保育の種類	樹種	標準的な方法	備考
下刈	スギ	・下刈は、植栽後おおむね5年の間は毎年6月から8月に実施し、その後は隔年に実施する。	
	ヒノキ	・下刈方法は、原則として全刈りとする。	
除伐	スギ	・除伐は、下刈終了後間伐までの間に、造林樹種以外の樹種が繁茂し、造林樹種の生育を阻害する恐れのあるときに実施し、不良木も併せて除去し、過密にならないようにする。また、つる切りについても、除伐にあわせて実施する。	
	ヒノキ		
枝打ち		・林分の保護管理のため、スギ、ヒノキとも13~20年頃から始め、主伐までに2回程度行う。	

3 その他必要な事項

局所的な立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は、次に示すとおりとする。標準的な方法によるほか、特に次の点に留意することとする。

(1) 間伐

林道の整備の遅れにより間伐が十分実施されていない人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度とし、5～8%の間伐率（材積）による間伐を実施することとする。

(2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく林木成長が遅い森林については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加しておこなうこととする。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施することとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
本市全域	45年	50年	45年	60年	25年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を別表1に定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等の施設への被害のおそれがある森林、山地災害防

止機能／土壤保全機能が高い森林等について定める。

具体的には、傾斜の急な場所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、土層内に異常な滯水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壤等の土壤を含む土地に存する森林等について定める。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

集落や農地の周縁部に位置する森林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能が高い森林等について定める。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林等について定める。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、森林公園等の施設を伴う森林など市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等について定める。

具体的には、湖沼、渓谷等の景観と一体になって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定める。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業、その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定める。

○長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
本市全域	70年	80年	70年	100年	30年	40年

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用し

た施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下、「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（1）区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定める。

（2）森林施業の方法

効率的かつ安定的な木材供給を基本とし、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するため、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集約化や機械化等による効率的な森林整備及び保全を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。また、大径材の生産を目標とする場合にあっては、長伐期施業によることとし、原則として、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とすることとする。（長伐期施業を推進すべき森林を別表2に定める。）

3 その他必要な事項

（1）施業実施協定の締結の促進方法

特になし

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

海南市の森林の所有形態は、極めて小規模・零細で5ha未満の森林所有者が96%を占めており、計画的な森林施業の実行確保が困難である。このため、森林経営の計画化・合理化を促進し、適正な森林施業の実施確保を図るため、特に小規模林家や不在村森林所有者を対象に、和海紀森林組合が中心となり森林の経営の受委託等の働きかけを行い、森林の経営規模の拡大に努める。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

施業の集約化を推進し、森林経営の改善を図るとともに、海南市、和海紀森林組合、林業普及指導員等を通じて、森林所有者等の協同による施業の確実な実施に努める。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

施業の集約化に必要となる、県で有する森林簿等の情報については、県で認定した事業体（和歌山県森林資源情報利活用認定事業体）に対して提供と助言を行うとともに精度の向上に係る支援を行う。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者は、小規模な兼業林家がほとんどで、不在村所有者も多いことから自力で継続的な森林施業を行っている例は少ない。このため、和海紀森林組合への施業委託を呼びかけ、不在村林家及び小規模林家に対し、森林施業の共同化に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市の森林所有の構造は、不在村林家の所有面積が多く、また在村林家の所有面積が小規模であることなどから施業の協定や森林施業の共同化を進める必要があるため、和海紀森林組合が中心となって森林所有者に対する普及啓発活動を推進する。

不在村地主については、多くは、管理が不十分であるので、人工林については、和海紀森林組合への施業委託の推進に努める。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の事項に留意することとする

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業等の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業実施者がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網と高機能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの確立を図る

ため、次表に示す内容を基礎とし、地形、地質、傾斜等の自然条件、森林資源のまとまり等地域の特性等を勘案して、作業システム、路網密度その他必要な事項を定めるものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	40m以上	70m以上	110m以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	35m以上	50m以上	85m以上
	架線系 作業システム	20m以上	5m以上	25m以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	25m以上	35m以上	60m以上
	架線系 作業システム	15m以上	5m以上	20m以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	10m以上	—	10m以上

※ 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域については、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等、森林施業の計画的かつ効率的な実施や将来持続的に森林経営が行われる区域とすることとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：m 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区 域面積)	うち前半 5年分	対図番号	備考
拡張	舗装		海南省	幡川	780	137		19	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 855 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適正に管理する。

（2）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網と関連する考え方や工夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとする。

4 その他必要な事項

1 から 3 までのはか、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設の整備に関する事項について定めるものとする。

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
	該 当	な し		

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（1）林業に従事する者の養成及び確保の方向

本市では、小規模な兼業林家が大半を占めることから、本市林業の担い手である和海紀森林組合と連携して林業従事者の養成・確保を図るとともに、都市住民への森林・林業に対する理解や兼業林家への森林施業に対する関心を高めるための普及啓発活動を行うことに努める。

（2）林業労働者、林業後継者の養成方策

ア 林業労働者の育成

林業労働者の就労状況は、気象条件等による就労日数の少なさ、労働条件もあって不安定なものとなっている。このため、今後は和海紀森林組合を中心として就労の安

定、労働条件の改善を推進しつつ就労基盤の整備に努める。

イ 林業後継者等の育成

本市は小規模林家が多く専業の後継者林家を育成させることは困難である。そこで、普及啓発活動を通じて兼業林家に森林施業の重要性を確認させていくことに努める。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本市の区域を所管する主要な林業事業体である和海紀森林組合は、和歌山市、海南市、紀美野町、紀の川市を包括し、組合員数1,623名、職員5名、常雇作業班員11名の体制となっている。

林業事業体として、今後も和海紀森林組合を中心に体質強化を図り、保育・間伐等森林施業の組合受託を進めるため、作業班の充実等体制強化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林所有者の規模では、単独での林業機械の購入は困難である。しかし、戦後造林により伐期齢を迎える森林も多くなっており、和海紀森林組合が中心となって機械整備を順次図る。また、林業機械の導入にあたっては、路網の整備状況が生産性に大きな影響を及ぼすことから林道、作業道の整備の推進を図り、機械の購入もしくはレンタルリース、操作については和海紀森林組合で指導していく。

林業機械化の促進方策は、

- ① 森林組合による小型スイングヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ③ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため、わかやま林業労働力確保支援センターの実施する研修会等への積極的参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標については、次表のとおりとする。

作業の種類	現状	将来
伐倒 造材 集材	緩傾斜地 チェンソー、集材機	チェンソー、プロセッサ、フォワーダ、スイングヤーダ
	急傾斜地	
造林 保育等	地ごしらえ、 下刈 刈払機	刈払機
	枝打 人力	自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における林産物の生産・流通については、いずれも小規模・分散的であることから、和海紀森林組合やながみね農業協同組合、海南野上木材協同組合を核に関係者が一体となった生産活動の展開を図っていくこととする。また、本市を代表する産業の一つである黒江地区の漆器産業については、加工技術・新用途の開発及び販路の拡大に努めることとする。

○ 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状			計 画			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
製材所	海南市 一円	年間原木消費量 4,000 m ³	△1～△8				8件
伝統産業会館	黒 江	1,095 m ³	△9				1件
漆器産業	〃	出荷額（1年間） 59億円	△10～△11				112件

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害防止の方法

鳥獣害の防止の方法として、地域の実情に応じて、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進する旨を定めるものとする。この際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植林が予定されている森林を中心に推進する旨をここに定めることとする。

対象鳥獣	鳥獣害防止の方法	備考
ニホンジカ	次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独、または組み合わせて推進する。	特に人工植林が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める旨を定めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携するものとする。

ア 植栽木の保護設置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱罠等によるものをいう。）、誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認について、地元獣友会等と協力し、適切に取り組むものとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の持つ多面的機能を阻害する、マツノマダラカミキリ、スギノアカネトラカミキリ、カシノナガキクイムシ等の森林病害虫を防止・軽減するために試験研究機関と連携を保ちながら、林業普及指導員の指導のもと防除に努める。

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、海南市、和海紀森林組合、林業普及指導員、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制を構築するよう努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ノウサギ、カモシカ等の獣害を防止・軽減するために、林業普及指導員の指導のもとに防除し、森林資源の保護を行うものとする。また、県や試験研究機関と連携しながら対策を講じるよう適切に指導する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、近年海南市では発生していないものの、森林利用の多様化に伴い、森林火災の増加が懸念されるので、防火標識等の設置や広報車による地域住民への普及啓発等を行い、山火事の未然防止に努める。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

海南市火災予防条例第4節第29条（1）の規定に留意することとする。

5 その他必要な事項

- (1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域	備 考
該 当 な し	

- (2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

保健機能森林については、次に掲げる森林について次に示す事項に従って適切な施業を実施することとする。

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施 業 の 方 法
造 林	該 当 な し
保 育	該 当 な し
伐 採	該 当 な し
その他の施業	該 当 な し

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画に公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域として、次のとおり定めることとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
海南北	(海) 1~15, 36, 43, 46, 51, 52	1107.21
海南南東	(海) 16~34	802.73
海南南西	(海) 35, 37~42, 44, 45, 47~50	929.88
下津	(下) 1~17	1091.79

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市の三大地場産業は、漆器産業、家庭用品産業、家具産業であり、いずれもかつての森林資源の豊かさが育んだ産業であるが、外国産材や合成繊維の台頭により、地域の森林

資源を原材料とした商品は少ない状況である。近年、高価であっても安全性が確保された国産の商品、付加価値がついたこだわりの商品が注目されている。

そこで、「安心・安全」、「こだわり」をテーマに純海南産の森林資源を原材料とした新商品開発を推進することにより、地域の活性化を図るよう努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

維持・管理していく

○ 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
生活環境保全林雨の森	大野中	6 3 h a		6 3 h a	1
海南市民の森	日 方	展望台 1基 1 0 h a		展望台 1基 1 0 h a	2
亀池公園	阪 井	1 1 7 h a		1 1 7 h a	3

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

住民参加により「雨の森」の展望台周辺の清掃、草刈り等を定期的に実施し、市民が憩える場所としての森林整備を推進していく。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

特になし

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関するこ

意向調査を計画的に実施し、森林所有者から経営管理権を取得した森林については、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図る為の森林施業を推進すべき森林の施業方法を考慮して、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画で設定した経営

管理の内容を着実に実施するものとする。

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県や和海紀森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 市有林の整備

市有林の面積は117haあり、そのうち人工林は31haと26%である。ほとんどが保健保安林に指定され「雨の森」、「市民の森」として森林公園に供され市民に利用されており、今後も、下草刈り、間伐等の保育については和海紀森林組合等に委託し整備していくこととする。

(3) その他特記事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業の方法により実施すること。

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域	面積
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(海) 【旧海南市】 1 林班一チ 3 林班一イ, ロ, ニ, ホ 5 林班一イ, ロ 7 林班一ロ 11 林班一ロ 12 林班一イ 28 林班一イ 42 林班一ニ, ヘ 45 林班一イ, ホ 49 林班一ロ-1 (下) 【旧下津町】 1 林班一ニ 2 林班一ホ, ヘ 3 林班一ヘ, ヨ, タ, レ, ソ, ツ 8 林班一カ, ツ 12 林班一ヌ, ル, ト	315.00ha 旧海南市 235.06ha 旧下津町 79.94ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(海) 【旧海南市】 1 林班 2 林班 3 林班一ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, チ, リ, ヌ 4 林班 10 林班 10 林班 11 林班一イ, ハ 12 林班 15 林班 18 林班一イ, ロ 20 林班一ロ, ハ 23 林班 35 林班 41 林班 43 林班 46 林班 50 林班 51 林班一イ, ロ	2850.27ha 旧海南市 1810.74ha 旧下津町 1039.53ha

区分	森林の区域	面積
	<p>(下) 【旧下津町】</p> <p>1 林班一イ, ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ 2 林班 ↓ 17 林班 (ただし、1 林班一ニ 6~53 小班, 3 林班一チ, 8 林班一ト ソ, 12 林班一トを除く。)</p>	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>(海) 【旧海南市】</p> <p>1 林班 2 林班一イ 12 林班一イ 18 林班一イ, ロ 20 林班一ロ, ハ 23 林班 35 林班 42 林班一ヘ 43 林班 45 林班一イ, ホ 46 林班 47 林班一ロ-5 48 林班 ↓ 50 林班 51 林班一ハ</p> <p>(下) 【旧下津町】</p> <p>3 林班一チ 8 林班一ト, ソ 12 林班一ト</p>	633.93ha 旧海南市 603.07ha 旧下津町 30.86ha

<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>(海) 【旧海南市】 12 林班 16 林班 17 林班 18 林班一ハ, ニ 19 林班 20 林班一イ 21 林班 22 林班 24 林班 27 林班 28 林班一口, ハ 29 林班 34 林班 41 林班 42 林班 44 林班 45 林班一口, ハ, ニ</p> <p>(下) 【旧下津町】 該当なし</p>	1007. 29ha 旧海南市 1007. 29ha 旧下津町 0ha
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林</p>	該当なし	

別表2 公益的機能別施業森林区域のうち、施業の方法を特定すべき森林等の区域

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	(海) 【旧海南市】 1 林班 ↓ 15 林班 18 林班一イ, ロ 20 林班一口, ハ 23 林班 28 林班一イ 35 林班 ↓ 41 林班 42 林班一二, ヘ 43 林班 44 林班一イ 3, 3-1, 3-2 45 林班一イ, ホ 46 林班 ↓ 51 林班 (下) 【旧下津町】 1 林班 ↓ 17 林班	3064. 87ha 旧海南市 1973. 08ha 旧下津町 1091. 79ha
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

別表3 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	(海)【旧海南市】 24~26 林班 28~34 林班 37~42 林班	1046.46ha 旧海南市 921.48ha
	(下)【旧下津町】 14 林班 15 林班	旧下津町 124.98ha